

業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

ある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することが法令等で義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

特別徴収のメリット
・個人住民税の税額計算は市町村が行います。所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかりません。

より1回あたりの負担額が少なくなります。
手続等
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

償却資産の申告書等は京都府地方税機構に提出を提出期限は令和4年1月31日(月)まで

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要で。

都府内の市町村分の申告書等は同機構へ一括で提出(郵送可)してください。

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

なお、前年度に申告された人には、同機構から12月中旬に申告案内ハガキまたは申告書などが郵送されます。

提出先
令和3年度申告分から提出先が京都府地方税機構に変わりました。そのため、京都市を除く京

間京都府地方税機構業務課償却資産担当(☎414・4503)
市税務課資産税係(☎983・2480)

市税・国民健康保険料等の納付は便利な口座振替のご利用を!

市・府民税(第4期分)、国民健康保険料(第7期分)の納期限は12月28日(火)です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。

間税務課収納係(☎983-2481)

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税を、1戸当たり100㎡を限度に3分の1減額します。

減額の要件

新築した日から10年以上経過し、次の①～⑤のいずれかの人(マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です)。

①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)
②要介護認定または要支援認定を受けている人
③障がいのある人

対象となる改修工事

令和4年3月31日までに、次の①～⑤のいずれかの人(マイナンバー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの)

①廊下の拡張
②階段のこう配の緩和
③浴室の改良
④トイレの改修
⑤手すりの取り付け
⑥床の段差解消
⑦引き戸への取り替え
⑧床表面の滑り止め

申請手続

改修工事後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類(工事明細書や工事箇所の写真等)と居住要件を満たすことを

証明する書類等を添えて申請してください(必要に応じて、現地確認を行います)。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

便利です! マイナンバーカード コンビニで税の証明書が取得できます



マイナンバーカードを使って、税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます(マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です)。

取得できる証明書

カード所有者本人分の令和3年度所得証明書、課税(非課税)証明書
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)
※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

交付手数料

1通300円
※不明な点はお問い合わせください。

間税務課市民税係(☎983・1113)

宇治税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会を開催します

宇治税務署と公益社団法人宇治納税協会の共催で、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会を開催します。
※参加無料。参加希望の方は電話で事前に要予約。

Table with columns: 開催日, 時間, 定員, 場所, 予約締切日. Includes dates like 12月3日 and 12月10日.

間宇治税務署法人課税第1部門(☎0774-44-4452)

間税務課資産税係(☎983-2480)